

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第2項第3号中「の規定」を「又は第3号の規定」に改める。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする」を「とする」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則に次の1条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和8年6月30日とする。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。